

●香川県監査委員公表第15号

令和6年6月28日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年8月30日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 氏名（略）

高松市 氏名（略）

2 請求書の提出

令和6年6月28日

3 請求の内容

（以下、令和6年6月28日付けで提出された住民監査請求書の原文の記載に即して記載する。）

（1）香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が令和4年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員（元・議員も含まれるが、本監査請求書では当時の呼称で「議員」としている）に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

（2）措置請求の理由

ア 香川県議会政務活動費をめぐる状況

請求人らは、香川県議会においてすべての領収書添付が義務付けられた平成25年度分以降、毎年度、住民監査請求を行っている。平成25年度分については住民訴訟の結果、2021年4月には県議23人に計約970万円の返還を命じる高松地裁判決を勝ち取った。県は控訴したものの、同年12月に控訴を取り下げ、議員らは公選法違反であるとして刑事告発された政務活動費支出分もあわせて、約2,000万円を県に返還した。

この過程で香川県議会は政務活動費マニュアルを改訂したが、その内容は、監査委員からの長年の強い要望も無視して、会派共同政務活動費がブラックボックスのままであること、多くの文書が議会事務局の確認後、議員に返却されるため、閲覧対象はおろか情報公開対象にもなっていないことなど、極めて不十分なものである。

政務活動費の問題はいわば、今、多くの国民の批判を浴びている「政治とカネ」問題の地方版である。政務活動費を巡る不正事件が各地で起きているが、このような問題が香川でも起きることのないよう他県の事例の判決なども踏まえて厳しく監査して頂くとともに、改訂政務活動費マニュアルの不備を早急に改めることを議会に求めて頂きたい。

また、請求人らがかねて求めているように議会選出の監査委員に代えて、弁護士会からの推薦者など法律の専門家を監査委員に加える改革の必要性を改めて訴えたい。

イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準

に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

④車のリース料については、岡山市議会の政務活動費について、「個人資産形成につながる自動車リース料を政務活動費から支出することは違法」とする判決が2020年9月10日、広島高裁岡山支部において下されたため、令和元年度分政務活動費の監査請求より追加したものであり、全額を認めない。

ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が令和4年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 自家用車のリース料（否認額6,731,110円）

自家用自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところである。ほとんどのすべての議員が自家用車を所有し、日常的に使用している本県では、新たに政務活動のために車をリースする必要性はない。

改定された香川県議会の政務活動費マニュアルでは、「リース会社側の事情により契約書（契約約款等を含む）に明記できない場合は、所有権移転を行わない旨をリース会社に申し出た書類が必要」とあるが、そのような書類には全く法的実効性がなく、所有権が移転されないことを担保するものではない。また、再リース契約をすれば、その車に乗り続けることもできるのであり、実態はローンで購入したのと変わらない。

徳島県議会や岡山県議会などのように政務活動費マニュアルで車のリース料支出を認めていない議会もあり、また、規定がなくても車のリース料支出をしていない議会も多い。厳しい県財政のもと、4年間で車が購入できるような多額の政務活動費を支出可としているマニュアルは根本的に見直し、車のリース料支出そのものを禁止すべきである。よってイ支出の査定基準④に述べた通り、自家用自動車のリース料は、15名の議員の総額6,731,110円を否認する。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派へ

の支出（否認額11,692,231円）

これらの政務活動の中身については、収支報告書に添付された報告書では具体的な支出内容・調査内容ともに不明である。会派共同政務活動として記載された内容は、会派所属議員の会費総額に見合うものとは考えられない。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

これまでの住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は8年間続けて「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることとの均衡上、「会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しているにも関わらず、前述の政務活動費マニュアル改定においてもこの点は改善されなかった。公表されるのは費目ごとの収支報告書のみで、領収書等の証拠資料を提出しないのでは、ブラックボックス状態のままである。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費

(否認額393,430円)

公費を使う以上、政務活動費を使った視察等についても、どこに行って、どのような調査をし、どのような成果があったか、また、誰に何を陳情要請し、その結果がどうであったかについて報告することが当然求められる。例えば、高松市議会では詳しい報告書の提出が義務付けられ、収支報告書や領収書類とともに高松市議会のホームページで公開されている。香川県議会のように領収書添付用紙にメモ書きした程度のもものでは報告とは言えない。これらは県民への説明責任を果たしていない政務活動費の支出であり、全額を否認する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等（否認額2,689,050円）

各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の作成を求めているが、それらは公開されていない。前述したように議員に返却されるため、情報公開の対象ともなっていない。何の目的でどこに行ったのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかどうか不明なもの

(否認額22,766,586円)

支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうか確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が寄せられている。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りとされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないか、という県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報の黒塗りを廃止している。

香川県議会においても、雇用実態がなく実際は支払っていないのではないか、などとい

う不信感を抱かれたいめにも、鳥取県議会のように人件費支払先の黒塗りを廃止すべきである。一部の会派からは、人件費の支出先を公開しても差し支えないという声も出ている。人件費支出先の情報が県民に明らかにされれば、県民の多くの目で支出の適否がチェックされるため、違法不当な支出を防げるはずである。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの（否認額9,580,063円）

主に、広報紙作成費、事務所費（光熱水費も含む）に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。

一昨年12月21日の仙台高裁判決（仙台市が最高裁に上告しなかったため確定）は、広報誌の発行費用について「市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面がある一方、選挙や後援会活動としての効果も併せ持つ」と指摘し、「議員活動と選挙、後援会活動など明確に区別できない場合、規定に基づき『2分の1』の支出が上限になる」と判断して、約4,600万円余の返還を命じた。

私たちもこれまで同様の考え方により発行費用の2分の1を超える支出は違法と指摘してきたが、認められなかった。この仙台高裁判決に基づく監査が行われることを求める。

事務所費については、谷久浩一議員、宮本欣貞議員が、政務活動専用の事務所であるとして、全額を政務活動費から支出しているが、議員の活動が政務活動とそれ以外の活動が混在しているため、政務活動以外を一切行わないというのはいりえない。したがって2分の1のみ認めるものとする。

政務活動費マニュアル（平成29年度2月策定）は、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りではない。」としているにも関わらず、これまでの監査結果では、議員の説明や賃貸借契約書の記載内容のみをもって「専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性を有している」としてきた。これらは「実績の証明」とは到底言えず、監査のあり方として大いに問題がある。

なお、按分されたものであっても、事務所の使用実態や家賃の支払先との関係、家賃が適正な金額であるかどうか等について、県民から問題視する情報が寄せられたケース等についてはGの項目に分類し、全額否認した。

事務所費についても、領収書や事務所の使用実態のわかる文書をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの

（否認額8,300,142円）

前年までは県政報告関係の支出をしていなかった議員、あるいは県政報告を定期的に発行していなかった議員が特に年度終わり、すなわち令和5年の1～3月に多部数の「県政報告」発行費を計上する、というケースが多発している。令和5年の3月31日に県議選挙が告示され、4月9日に投票があったことに直結する選挙（準備）活動であることは明らかである。以下に具体的に述べる。

石川豊議員は、2月10日、3月8日、3月12日に「活動報告リーフレット」計49,000部を発行し、計633,600円（按分なし）を支出している。

氏家寿士議員は2月20日、3月20日に県政報告計20,000部を作成し計508,200円（按分なし）を支出している。

岡野朱里子議員は2月28日、3月14日に県政報告計183,750部の印刷、ポスティング費用として計1,441,068円（按分なし）を支出。さらにホテルでの県政報告会会場費として267,025円（2分の1按分後）を支出している。公表されている動画などを見ると県議選前の決起集会の意味を持つ集会であることが明らかであり、たとえ按分したとしても政務活動費を充てることは不適切であり、認められない。

尾崎道広議員は1月31日に活動報告25,000部を制作し、372,000円（按分なし）を支出している。

鏡原慎一郎議員は、2月7日、3月7日に県議会レポート計28,000部を制作し、計701,635円（3月7日発行分のみ2分の1按分）を政務活動費から支出している。

鎌田守恭議員は2月21日に県政報告14,000部印刷代として209,000円（按分なし）を支出している。

斉藤勝範議員は3月18日に活動報告12,600部の印刷封入代金として108,240円（按分なし）を支出している。

里石明敏議員は11月22日に肖像撮影料、肖像データ料などとして21,450円（2分の1按分後）を支出しており、2月22日に県政報告印刷・配布費として107,360円（2分の1按分後）支出している。また、10月21日に名刺25,000部の印刷代30,790円（2分の1按分後）を支出している。

城本宏議員は1月28日に名刺印刷代77,000円（2分の1按分後）を支出している。印刷枚数が明記されていないが、金額から類推すると多部数と類推される。多部数の名刺をこの時期に印刷しているのは、選挙に向けた活動に使われたものと考えられる。

谷久浩一議員は2月3日に15,000部の発行費として501,413円（按分なし）、3月28日に10,000部の発行費として124,300円（2分の1按分後）を支出している。

西川昭吾議員は3月24日に県政報告22,000部発行分として496,375円（2分の1按分後）を支出している。

平木享議員は3月1日に「活動報告リーフレット」3,000部の印刷業務代として122,650円（按分なし）を支出している。

松本公継議員は3月17日に県政報告55,000部の印刷代として384,891円（按分なし）を支出している。

山田正芳議員は3月1日に「活動報告リーフレット」19,000部印刷業務代として156,970円（按分なし）を支出している。

山本悟史議員は11月16日に「リーフレット66,000部制作・印刷代」として335,775円（2分の1按分後）、1月25日には「リーフレット印刷代」85,000部分として324,445円（2分の1按分後）、2月9日には「リーフレット増刷代」として3,000部分、42,240円（2分の1按分後）を支出している。さらに県議選直前の3月24日に「事前ビラ印刷代」として75,000部の印刷代206,000円（2分の1按分後）、翌25日に「事前ビラ増刷代」として10,000部の印刷代51,040円（2分の1按分後）の計959,500円（2分の1按分後）を政務活動費から支出している。「リーフレット」や「事前ビラ」は明らかに選挙準備のための広報物であり、このような場合、たとえ按分していても政務活動費の支出先として不適切であり認められない。

以上すべては、前年度同時期には支出されていない、または前年同時期には少額の支出

しかないもので、選挙直前ゆえの支出であることは明らかであり、政務活動費の支出としては不適切であり認められない。

なお、印刷物が選挙準備のためでないかどうかを確認するためには、こうした成果物も高松市議会のようにホームページ公開されるべきであるが、令和4年12月に改訂された政務活動費マニュアルでも、広報誌や委託成果物などは写しを提出後、議員に返却することになっており、ホームページ公開はおろか、情報公開請求対象にもならない。監査委員におかれては、このような改訂政務活動費マニュアルの問題点を踏まえ、成果物のホームページ公開に向けて議会にさらなる改訂を求めて頂きたい。

さらに名刺は常識的な使用方法を想定した場合をはるかに超える枚数を印刷している議員が複数いる。選挙準備のために各戸にばらまくような使い方をしていることが確認されており、前述の活動報告同様、按分したとしても政務活動費の使途として不適切であり認められない。

この項目Gの問題点については、高木英一議員が11月10日に「山田宏よい国後援会」主催のセミナーに参加した際の参加費、および旅費を政務活動費から支出しているが、政治家の後援会活動に政務活動費を充てることは認められない。

また、松原哲也議員が自ら経営する会社に名刺印刷代金を支払っていることについては、監査委員は令和3年9月7日の監査結果において、「政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、名刺代に限らず、物品等の購入先を制限する定めはない」としているが、事務所費や人件費について制限規定があるように、公正性を確保するためには物品購入等についても規定する必要がある。この点についても改訂された政務活動費マニュアルは不十分であり、監査委員におかれては、この点についても議会に対して政務活動費マニュアルのさらなる改訂を求めて頂きたい。

エ 香川県議会の令和4年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が令和4年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「香川県議会政務活動費交付条例（以下、「条例」という）」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

監査委員におかれては、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになり、その成果が県民に還元されるものとなるよう厳正な監査を行うとともに、情報公開度のアップなど議会に対してこの制度の運用改善についても要望して頂きたい。

(3) 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

ア 令和4年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

イ 証拠書類各写し 各1通

4 請求書の補正

(以下、令和6年7月25日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の記載に即して記載する。)

(1) 補正の要旨

ア (3(2)ウ(ア)の)「自家用車のリース料」について、監査委員は、その支出が適正でないとい推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

自家用自動車のリース料が政務活動費の使途として不適切である点については、監査請求書記載の通りである。そもそも4年間で車が一台購入できるほどの支出を認める合理性はないため、自家用自動車のリース料を認めていない都道府県議会も多い。また、リース契約に「有償・無償に関わらず所有権移転しない場合に限り」という項目が入っていたとしても、議員の任期満了後に所有権の移転が行われないという保証はない。リースした車を議員本人でなく家族が私的利用をしている、という目撃情報も複数寄せられている。よって、車のリース料支出の全額を否認する。

イ (3(2)ウ(イ)の)「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないとい推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

平成25年度から令和4年度までの10年間の政務活動費支出額の合計1,354,468,258円のうち、会派共同政務活動費は107,197,002円と1割弱を占めている。すべての領収書の提出が求められているにもかかわらず、1億円余が使途の全く不明なブラックボックスのままである。これでは、政務活動費交付条例第2条の定める「政務活動費を充てることができる経費」であるかどうかを判断することもできず、とうてい適正な支出であるとは認められない。

また、例えば自民党県政会の会派共同政務活動費については、議員によって支出額が大きく異なり、会派への所属期間の短い議員が多額の共同政務活動費を支出しているなど極めて不可解である。監査委員におかれては、詳しい使途を示す領収書類の提出を求めるとともに、なぜこのように支出額が異なるのかについての説明を求めて厳しく監査して頂きたい。

2023年度分から適用された改定政務活動費マニュアルでも、会派共同政務活動費の使途を示す領収書類は一切添付されておらず、監査委員が長年議会に要望してこられた透明化とは程遠いものである。

例えば、旧統一教会関連団体への政務活動費の支出については2023年3月28日付の朝日新聞でも報道された通り、少なくとも21議会でそれらの団体への支出があり、収支報告書の修正・返還が行われている。香川県議会の自民党議員の中にも旧統一協会関連団体のイベント等の役職に名を連ねていた議員も少なくないので、「ブラックボックス」支出の中に旧統一教会関連団体への支出が含まれている可能性も否定できない。監査委員におかれては会派共同政務活動費の領収書類等の提出を求め、大きな問題となったこのような支出がないかどうかも含め厳しく監査して頂きたい。

ウ (3(2)ウ(ウ)の)「詳しい視察・調査内容の不明な旅費」について、支出が適正でないとい推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

滋賀県高島市議会の議員が政務活動費を使った「視察」の報告書を偽造した事件で同議会

は一昨年10月、この議員を有印公文書偽造等にあたるとして刑事告発した。香川県議会でも領収書添付票へのメモ書き程度で、詳しい報告書が提出されておらず、実際には行われていない、あるいは単なる私的な旅行を「視察・調査・陳情要請」であるとして、旅費を支出することも可能な状況である。監査請求書に述べた通り、政務活動費という公費を充てる以上、その支出が適正であることを説明する責任は議員にある。いつ、どこに行って、誰に会い、どのような調査、あるいは研修をして、どのような成果があったのか、それが議会での活動にどのように反映されたのかを報告することは当然のことである。監査委員におかれてはその内容について議員らに詳しく説明を求め、それに基づき厳しく監査して頂きたい。そして、さらに厳しく政務活動費のあり方の見直しを議会に求めて頂きたい。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

エ (3(2)ウ(エ)の「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないとして推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

香川県議会の政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の作成を求めているが、改定後の政務活動費マニュアルでも、この台帳は閲覧対象とならず、事務局の確認の後、議員に返却されてしまうため、情報公開請求対象ともならない。今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

ちなみに、すでにインターネット公開されている議会では、いつ、どこに何の調査で行ったかについての記録をきちんと公開している議員が多い。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正するとともに、添付漏れの支払証明書を添付する。

オ (3(2)ウ(オ)の「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないとして推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

山形県議会の議長経験者の元議員が政務活動費から支出していた人件費などを私的に流用していたとして詐欺などの罪に問われ有罪判決が確定した。香川県議についてもかねてから勤務実態のない者に人件費が支払われているという情報が寄せられてきた。

これまでの監査結果において、議員に確認した結果について監査委員自ら「政務活動の実績を証明するものとして必ず十分とはいえないものの…」と認めておられる。「調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」としておられるが、「議員の合理的判断」に委ねる限度を超えているケースも多い。

さらには支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならい、人件費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付け、それらも閲覧対象とすることを、香川県議会に求めて頂きたい。

カ (3(2)ウ(カ)の「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないとして推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておら

れる。

意見交換会費の支出がなくなった一方で、これまで選挙前以外、あまり広報誌を発行していなかったような議員まで広報費を大きく増やしている。もちろん、県民への広報活動はとても重要であるが、実際に適正な費用と方法で実施されたのかどうか疑わしい例も多い。県民が政務活動費支出の適否を判断できるように、政務活動費収支報告関係文書に発行した広報誌を添付して公表すべきである。

また、事務所費を按分していない谷久浩一議員、宮本欣貞議員については、香川県議会政務活動費マニュアルにおいても、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」とされており、全国議長会も「議員名義の単独の事務所の場合も（中略）慎重な取り扱いが必要と思われる」としている。

監査委員はこれまでの監査結果の中で、「賃貸借契約書に政務活動に係る事務所として使用すると明記されている」ことなどをもって「違法または不法な支出であるとまではいえない」としているが、これでは「実績を把握」していることにはならず、「慎重な取り扱い」をしていることにもならない。これらの議員の事務所の使用実態を厳しく監査して頂きたい。

なお、この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

キ (3(2)ウ(キ)の)「その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの」のうち、石川豊議員、氏家寿士議員、岡野朱里子議員、尾崎道弘議員、鏡原慎一郎議員、鎌田守康議員、斎藤勝範議員、里石明敏議員、城本宏議員、谷久浩一議員、西川昭吾議員、平木享議員、松本公継議員、山田正芳議員、山本悟史議員、高木英一議員、松原哲也議員、木村篤史議員に係る支出について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

高木英一議員および松原哲也議員の支出については、監査請求書に記載の通りであり、木村篤史議員の支出については、常識的な名刺の使用方法はるかに超える印刷枚数であることから選挙準備や後援会活動のために各戸にばらまくような使い方をしていると推認され、たとえ按分したとしても政務活動費の使途として不適切である。

また、その他の議員の支出については、選挙準備のための支出と推認されるものである。本来、政務活動費を充てた広報物は報告書に添付され公表されるべきであるにもかかわらず添付されておらず、情報公開請求の対象ともなっていないため、県民は住民監査請求によって監査委員に確認して頂くほか方法がない。監査委員におかれてはこれらの広報物について厳しく監査して頂きたい。

なお、この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

ク ご指摘の点、及び、他の誤記等についても添付の査定表の通り修正し再提出する。

ケ おわりに

監査委員は、毎回、請求人に「その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すこと」を求めておられるが、政務活動費の使途が適正であることを事実や根拠を以て示す責任は議員の側にある。なぜならば、政務活動費が貴重な県民の税金から交付されているからである。議員がその説明責任を果たせていない支出は認めないという厳しい姿勢で監査に取り組んで頂きたい。

また、上記文中でも述べたように、一昨年度行なわれた政務活動費マニュアルの改定内容は極めて不十分なものであった。会派共同政務活動費の領収書類が公開されない点のみならず、広報誌等の制作物や契約関係書類なども、わざわざ「確認後、返却」として、閲覧対象はおろか、情報公開請求対象にもならないような規定としている点も大きな問題である。刑事告発事件を受けて、なんとか起訴を避けるためにマニュアル改定はしたもののできるだけ公開はしたくない、という姿勢があらわである。

監査委員におかれては、このマニュアル改定は監査委員の長年の議会への強い要望に応えるものになっていないことを指摘し、県民への説明責任を果たせる政務活動費マニュアルとなるよう、さらなる改定を議会に求めて頂きたい。

(2) 添付書類

ア 補正済みの令和4（2022）年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

議員名	A 車のリース料		B 会派共同政務活動費等		C 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費、会費		D 按分していない自動車経費		E 支払先不明の個人件費		F 按分していない議会報告印刷費・事務所費等		G その他の違法・不当な支出		合計	
	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
1 秋山時貞	0	0	0	0	0	0	0	0	12	444,180	4	251,977	0	0	16	696,157
2 石川豊	0	0	1	660,000	0	0	1	478,595	12	1,200,000	1	57,750	3	633,600	18	3,029,945
3 植條敬介	0	0	1	479,130	0	0	1	20,905	0	0	1	36,117	0	0	3	536,152
4 氏家孝志	0	0	1	759,532	0	0	0	0	14	970,000	4	260,712	0	0	19	1,990,244
5 氏家寿士	0	0	0	0	3	54,073	1	31,357	6	180,000	0	0	2	502,800	12	768,230
6 大山一郎	1	594,660	1	290,317	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	884,977
7 岡野朱里子	0	0	1	195,564	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1,708,093	4	1,903,657
8 尾崎道広	0	0	1	561,508	0	0	1	106,560	12	360,000	0	0	1	372,900	15	1,400,968
9 鏡原慎一郎	1	236,520	0	0	0	0	1	191,808	0	0	1	296,367	2	701,635	5	1,426,330
10 香川芳文	1	538,602	1	660,000	0	0	1	233,118	21	663,750	0	0	0	0	24	2,095,470
11 樫昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	36	1,458,680	5	251,977	0	0	41	1,710,657
12 鎌田守恭	0	0	1	660,000	0	0	0	0	12	960,000	24	391,279	1	209,000	38	2,220,279
13 木村篤史	0	0	0	0	0	0	1	160,210	24	1,200,000	1	275,000	1	40,000	27	1,675,210
14 黒島啓	1	600,000	1	349,491	0	0	0	0	14	1,350,000	1	272,250	0	0	17	2,571,741
15 五所野尾恭一	1	510,048	1	226,580	0	0	0	0	12	604,800	7	920,700	0	0	21	2,262,128
16 斉藤勝範	1	425,400	1	660,000	0	0	1	287,490	12	480,000	0	0	1	108,240	16	1,961,130
17 里石明敏	0	0	1	290,601	0	0	0	0	3	103,000	0	0	3	159,600	7	553,201
18 白川和幸	0	0	0	0	0	0	1	122,673	12	800,006	2	264,000	0	0	15	1,186,679
19 城本宏	0	0	1	721,310	0	0	0	0	0	0	1	261,525	1	77,000	3	1,059,835
20 十河直	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	971,300	0	0	4	971,300
21 高木英一	0	0	1	342,975	2	60,800	0	0	12	360,000	2	606,650	2	63,200	19	1,433,625
22 高城宗幸	0	0	1	237,224	0	0	1	64,602	0	0	0	0	0	0	2	301,826
23 高田良徳	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,167,123	1	123,750	0	0	13	1,290,873
24 竹本敏信	1	600,000	0	0	0	0	0	0	9	1,248,800	2	329,450	0	0	12	2,178,250
25 谷久浩一	0	0	1	317,908	0	0	0	0	0	0	27	525,313	2	625,713	30	1,468,934
26 都築信行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	467,500	0	0	3	467,500
27 西川昭吾	1	574,200	1	79,479	0	0	0	0	14	1,500,000	0	0	13	1,696,375	29	3,850,054
28 新田耕造	0	0	1	427,791	0	0	0	0	0	0	4	697,400	0	0	5	1,125,191
29 花崎光弘	1	549,200	1	603,838	0	0	1	342,934	12	720,000	2	169,100	0	0	17	2,385,072
30 平木享	1	508,200	1	660,000	0	0	0	0	12	300,000	0	0	1	122,650	15	1,590,850

31	米田晴彦	1	155,520	0	0	0	0	0	12	337,760	2	189,860	0	0	15	683,140	
32	松岡里佳	0	0	1	289,831	0	0	1	33,855	24	816,000	3	571,670	0	0	29	1,711,356
33	松原哲也	1	226,160	1	358,528	22	189,695	1	445,609	1	649,487	0	0	2	45,000	28	1,914,479
34	松本公継	1	455,400	1	660,000	0	0	1	169,034	12	600,000	0	0	1	384,891	16	2,269,325
35	三野康祐	1	467,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	467,400
36	宮本欣貞	0	0	1	317,997	0	0	0	0	12	960,000	14	1,044,175	0	0	27	2,322,172
37	森裕行	0	0	0	0	0	0	0	0	12	900,000	0	0	0	0	12	900,000
38	山田正芳	0	0	1	660,000	0	0	0	0	26	2,210,000	1	46,750	1	156,970	29	3,073,720
39	山本悟史	1	289,800	0	0	0	0	0	0	0	0	1	156,296	5	959,500	7	1,405,596
40	山本直樹	0	0	1	222,627	5	52,735	0	0	11	223,000	4	215,215	0	0	21	713,577
	計	15	6,731,110	26	11,692,231	32	357,303	14	2,688,750	383	22,766,586	122	9,654,083	45	8,567,167	637	62,457,230

広瀬良隆議員は監査請求対象支出なし。

(以下の書類については省略をする。)

イ 添付漏れとなっていた支払証明書1通

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和6年7月29日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、令和4年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年8月5日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、同日、請求人及び請求人代理人の出席があり、請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人代理人（氏名（略））の陳述（要旨）

監査請求書に記載している（第1の3(2)ウ(カ)及び(キ)の)分類では、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素がある主に広報誌作成費、事務所費に係る経費の支出を取り上げている。

まず、広報誌作成費についてである。監査請求書の中で、広報誌の発行費用については、調査研究活動としての側面がある一方、選挙や後援会活動としての効果もあわせ持つと指摘し、議員活動と選挙、後援会活動などを明確に区別できない場合、規定に基づき、2分の1の支出が上限となると判断して、約4,600万円余りの返還を命じた一昨年12月21日の仙台高裁判決を記載している。

この度、追加の資料として、山本悟史議員のリーフレットや事前ビラを提出しているが、リーフレットや事前ビラは明らかに選挙準備のための広報物であり、このような場合、たとえ按分していても政務活動費の支出先として不適切であり、認められないと考えている。

特に事前ビラについては、本番ビラ、いわゆる選挙期間中に公費で配布できるビラと同じ内容であることも考えられることから、これは明らかに選挙活動の費用であるといえる。

また、今回の監査請求の中では、前年までは県政報告関係の支出をしていなかったり、あるいは県政報告を定期的に発行していなかった議員が、特に年度終わり、すなわち令和5年の1月から3月にかかなりの部数の県政報告を発行費として計上するというケースが多発している。令和5年3月31日に県議選挙が告示され、4月9日に投票があったことに直結する選挙の準備活動であるということは明らかである。

選挙を前にして作成された広報誌については、選挙活動であるとして、訴訟となった例がある。この訴訟に関しては、平成27年10月21日岡山地裁判決、平成28年11月10日の広島高裁岡山支部判決であるが、この裁判では選挙前年に発行された広報誌について、4年間の活動と成果の報告や今後の政策目標を記載し、次の選挙を連想させる内容のものについては選挙に向けて、自身の投票を呼びかけることが主目的であるとして、政務活動費の充当を違法と判断したものがあ

る。ただし、同訴訟において、同時期に発行された他の広報誌については、記事内容から違法性はないと裁判所は判断している。従って、発行時期だけをもって違法とされることはないが、広報活動を通じて、県民の要望意見等を把握して、議員の政策立案、調査活動につなげるという広報活動の本来の趣旨を踏まえれば、任期の間際に広報誌を発行するということは、選挙活動ではないかとの誤解を与える恐れがある。このような問題も含め、近年においては、政務活動費の支出が適法ではないとして、返還を求める訴訟が提起され、返還すべきと認める裁判例が複数あるところである。

その中でもとりわけ広報費や広報誌の作成費に関する事案が大半を占めていることを考えると、本監査においては、広報費のより適正な支出を確保するため、裁判例を参考として広報費に関する厳しい判断をしていただきたいと思います。

次に事務所費についてである。今回の監査請求書の中に書いているが、2名の議員が政務活動専用の事務所であるとして、全額を政務活動費から支出しているが、議員の活動が政務活動とそれ以外の活動が混在しているため、政務活動以外を一切行わないということは考えられない。

宮本議員の場合、前年度の住民監査請求の監査結果において、同議員から当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として、政務活動業務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても使用目的として政務活動に係る事務所として使用する、と明記されていることを確認した。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所がもっぱら政務活動に使用する事務所であるという同議員の説明は一定の合理性を有しているといえると、監査結果はしている。

今回私たちのところに、事務所費を支出している先が選挙事務所として使用しているのではないかという地域住民の方からの指摘があった。もちろん事務所の住所が公開されていないので、そこは本当にわからない。私たちは事務所の周辺をこまめに調べたが、選挙事務所に使われていたという事務所以外のところでは、看板らしきものが見当たらなかった。よって、これまでのように議員の説明だけではなく、事務所の使用実態であるとか、家賃の支払先との関係、家賃が適切適正な金額であるかどうかなどについても、厳しく監査する必要があると考える。

(2) 請求人（氏名（略））の陳述（要旨）

人件費の問題についてである。今もちょうど、国会議員の秘書への不正な秘書給与が結局は本人に戻されていたことが大きな問題になっている。また、山形県議会では、これはもうすで

に事件になっていて、13年間にわたって約1,200万円を不正受給していたというのが問題になったが、今年1月にも那覇市議会の前議長が5万円の人件費として支出して、結局1万円しか渡さずに4万円戻させていたという問題もあった。

私たちのところにも以前から、ある議員は、その人件費を支出しているという人がいるが、その支出している相手は仕事を持っていて、そんな一緒に活動してないと議員が何でも自分でせないかんというふうにこぼしていたとか、あるいは、これはもう最初の頃だが、もう引かれた議員であるが、事務所費を按分せずに提出していた。按分しなければいけないのではないかとということを指摘すると修正をし、それまで2人に人件費を払っていたというのが突然4人に人件費を払っているという修正を行い、360万円全額使っているという報告になった。

そのようなことがあり、本来であればその時に私たち刑事告発を考えるべきだったかと思うが、なかなかその知恵がなく、それくらい人件費は誰に払っているかわからない。しかも、それだけの勤務実態があるのかどうかもわからない。

先ほどの事務所費の件も同じだが、そういう契約になっているという契約書をもし示したとしても、その通りにその仕事をしているかどうかはわからない。人件費は、今はだんだん減ってはきたが、約1年間に2,300万円近い金額が本当にわからないまま使われている。もちろん、他の議員の中には名前を出してもいいと言っている方もいる。

前も申し上げたが、鳥取県議会では人件費の支払先や人名がちゃんと出ている。金額が明らかになれば、その人の収入がわかってしまうのではないかとされるかもしれないが、金額の部分が黒塗りにになっている。ただ何時間働いていくらかというのと、その方が支払っている人件費の総額を見ると、不当な金額ではないことがおのずとわかるという状態になっており、人件費の支払先を絶対黒塗りというか非公開にしなければならない理由はないわけである。これを透明化することによって、例えば県民の方が、いやいやそんな人働いてないよ、というようなこともチェックできる。

これは、私たちの今回の監査請求にあたって申し上げているが、マニュアルを改訂したといってもまだ不完全で、監査委員の方が長年要望していた透明化にはほど遠いものである。会派共同政務活動費もそうだし、それからこの人件費についても公開されるべきだし、また、先ほど私たちの方からも述べた広報誌のことも、成果物をきちんと付ければそれが選挙対策のものなのか、あるいはちゃんとした県政報告なのかというのがわかるわけである。

ところが、今のマニュアルでは調査の業務委託なども含め、成果物を付けることは義務づけられていない。これはすぐにもできることであるし、マニュアルの改訂を求めていただきたいのと同時に、監査委員においては、ただ契約書の内容がこうなっている、議員がこう主張しているだけではなく、実際にどうなのかを見ていただきたい。広報誌を追加で提出したが、すべて手に入れられるわけではない。たまたまホームページにアップされていたものを見たら、これはと思ったわけで、成果物をきちんと提出させて監査をしていただきたいと思っている。

あわせて監査委員がしっかりと議会にマニュアル改訂も含め厳しい姿勢で監査をしていただければ、私たちが例えば、以前のような住民訴訟を起こすとか、あるいはそれこそ本当に刑事告発して、不正な受給をしているじゃないかと大きな問題になる前に監査委員がちゃんとそれを監査することによってそれを防ぐことができるので、是非ともそのような厳しい姿勢での監査をお願いしたいと思う。

(3) 証拠の提出

追加の証拠として、請求人が主張を裏付けるものを提出し、主張の追加を行った。

(以下の書類については省略をする。)

ア 山本悟史議員ホームページより「活動レポート」

イ 山本悟史議員ホームページより「県政レポートの2022年号外、2023年号外及び2023年特別号」

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である十河直監査委員及び里石明敏監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、五所野尾恭一議員の広報費のうち5件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、里石明敏議員の事務費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、花崎光弘議員の広報費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求7件、166,455円に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項、第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住

民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1) 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2) 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1) 議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2) 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。この政務活動費マニュアルは、平成29年2月に一部改正された後、令和4年12月に政務活動費の使途の透明性を高めることを目的に新たな政務活動費マニュアルが策定され、令和5年度分の政務活動費から適用している。なお、本件の対象となるのは令和4年度まで適用されていた政務活動費マニュアルである。その主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

(イ) 政務活動費の使途基準

全般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

(ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等（提出期限、提出書類、保存書類）、残余额の返還、収支報告書等の修正、情報公開

(エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、収支報告書等修正届（様式第5号）

(オ) 参考資料

地方自治法（抄）、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法（抄）、様式（政務活動費の交付を受ける議員（様式第1号）、政務活動費の交付を受ける議員の異動（様式第2号）、政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、収支報告書等修正届（様式第5号）、閲覧請求書（様式第6号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第3号）、政務活動費走行台帳（参考様式第4号）、雇用契約書（参考様式第5号）、政務活動費振込口座届（参考様式第6号））

(3) 政務活動費の支出等の状況

ア 令和4年度における年度途中退職者分を除く政務活動費の支出の状況（令和5年7月3日現在）

項 目	金 額
政務活動費交付金額	141,600,000円
実支出金額	133,581,300円
政務活動費を充当した支出金額	124,894,469円
残余额（返還額）	16,705,531円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である（各議員別の状況は次の表のとおり）。なお、41名の議員のうち、年間交付金額の総額を超えて支出している議員は23名である。

令和4年度政務活動費収支状況総括表（議員別）

(50音順)

令和5年7月3日現在

NO	氏 名	会 派 ※	内 訳	交付金額①	支出金額②	残 余 額 (返 還 額) ①－②
1	秋 山 時 貞	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,352,439	247,561
2	植 條 敬 介	自民党香川県政会	300,000円×7月	2,100,000	1,095,146	1,004,854
3	石 川 豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,491,370	0
4	氏 家 孝 志	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,941,132	0
5	氏 家 寿 士	自民党県政を考える会	300,000×7月	2,100,000	1,474,329	625,671
6	大 山 一 郎	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,320,131	1,279,869
7	岡 野 朱里子	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,070,485	529,515
8	尾 崎 道 広	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,037,355	0
9	鏡 原 慎一郎	国民民主党・無所属の会	300,000円×12月	3,600,000	3,742,121	0
10	香 川 芳 文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,958,615	641,385
11	樫 昭 二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	4,152,308	0
12	鎌 田 守 恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,410,113	189,887
13	木 村 篤 史	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,841,440	0
14	黒 島 啓	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,155,377	0

15	五所野尾 恭一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,494,993	0
16	斉藤 勝範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,912,413	0
17	里石 明敏	自民党香川県政会	300,000円×7月	2,100,000	1,619,460	480,540
18	白川 和幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,059,832	540,168
19	城本 宏	自民党香川県政会	300,000円×7月	2,100,000	2,140,167	0
20	十河 直	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,323,453	0
21	高木 英一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,259,157	340,843
22	高城 宗幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	866,963	2,733,037
23	高田 良徳	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,555,082	44,918
24	竹本 敏信	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	4,745,999	0
25	谷久 浩一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,320,577	279,423
26	都築 信行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,142,631	457,369
27	西川 昭吾	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,630,145	0
28	新田 耕造	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,827,659	0
29	花崎 光弘	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,628,265	0
30	平木 享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,604,003	995,997
31	広瀬 良隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	882,357	2,717,643
32	米田 晴彦	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,732,640	0
33	松岡 里佳	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,883,751	0
34	松原 哲也	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,623,502	0
35	松本 公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,981,581	0
36	三野 康祐	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	1,165,327	2,434,673
37	宮本 欣貞	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,615,632	0
38	森 裕行	かがわ立憲みらい	300,000円×12月	3,600,000	3,675,949	0
39	山田 正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,772,022	0
40	山本 悟史	国民民主党・無所属の会	300,000円×12月	3,600,000	3,637,557	0
41	山本 直樹	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,437,822	1,162,178
計				141,600,000	133,581,300	16,705,531

(備考)

※ 議員の所属会派は令和5年3月31日現在のものです。また、会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「自民党県政を考える会」は「自由民主党県政を考える会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示します。

令和4年度政務活動費収支状況総括表（年度途中辞職者分）

令和4年8月8日現在

氏名	会派※	内訳	交付金額①	支出金額②	残余額 (返還額) ①-②
綾田 福雄	自民党香川県政会	300,000円×2月	600,000	0	600,000

(備考)

※ 会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」を示します。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 議員15名の自動車リース料

大山一郎議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、竹本敏信議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴彦議員、松原哲也議員、松本公継議員、三野康祐議員及び山本悟史議員に係るリース契約書の写し等リース契約の内容を記載した書類の提出があった。

また、香川芳文議員に係るものについては監査請求内容と異なり、金額は538,596円であることが確認された。

(2) 会派共同政務活動費

自民党香川県政会及び自民党議員会の会派共同政務活動費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

書類の範囲

香川県議会政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（領収書等）の写しを添えて提出することを義務付けしている。

領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(3) 議員4名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

氏家寿士議員、高木英一議員、松原哲也議員及び山本直樹議員に係る、監査請求人が、詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費とする視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

番号	議員名	政務活動費充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
1	氏家寿士	54,073	令和4年 10月26日～ 27日	場所：東京都 衆議院議員会館 目的：要請陳情。 相手方：高市大臣、武田議員、国土交通省事務官 内容：香川県知的財産権推進プログラム及び経済安全保障の確立及び社会資本整備に係る公共事業予算の確保や四国新幹線の早期整備着手等の要望。
2	高木英一	63,200	令和4年 11月10日	場所：東京都 参議院議員会館 目的：地方議員セミナー参加。 相手方：高市大臣 内容：今後の日本の経済安全保障について内閣での取組及び地方自治体の役割について。
3	高木英一	60,800	令和4年 4月19日	場所：東京都 (公財) 自転車駐輪場整備センター、 国土交通省都市局 目的：要請陳情。 相手方：(公財) 自転車駐輪場整備センター理事長、国土交通省都市局公園緑地課職員 内容：サイクリングロード整備について。

4	松原哲也	12,855	令和4年 4月25日～ 27日	場所：東京都 池袋防災館、立川防災館等 目的：調査研究等。 内容：地域防災をより強力に推進し、災害に強い香川県を実現するための調査研究。
5	松原哲也	11,170	令和4年 4月30日～ 5月1日	場所：岡山県岡山市 目的：調査研究等。 内容：駅周辺の開発状況調査及び交通結節点の整備状況の調査研究。
6	松原哲也	23,600	令和4年 6月30日～ 7月1日	場所：東京都 東京ビックサイト 目的：「自治体・公共Week2022」への参加。 内容：「地方創生EXPO」、「自治体EX展」、「地域防災EXPO」、「スマートシティ推進EXPO」等展示会見学、セミナー受講 テーマ「スマートシティ推進（講師：会津若松市長 室井照平）」。
7	松原哲也	30,060	令和4年 7月29日～ 30日	場所：福岡県博多市 目的：調査研究等。 内容：駅中及び周辺の賑わい創出のための取組状況調査、当該地元国会議員等との意見交換会等。
8	松原哲也	16,570	令和4年 8月17日～ 19日	場所：神奈川県横浜市 目的：調査研究等。 内容：駅構内の行政サービスコーナーの利活用状況調査、リニア中央新幹線と東海道新幹線の乗換想定を研究し、四国新幹線開通後の各線とのアクセス効率向上の可能性を考える。
9	松原哲也	27,500	令和4年 9月11日～ 13日	場所：東京都特別区 目的：調査研究等。 内容：「香川・愛媛せとうち旬彩館」をはじめ、各地域のアンテナショップを見学し、アフターコロナに向け特産品のPR促進を積極的に行うことで、地域観光振興につなげるための調査研究を行った。
10	松原哲也	31,100	令和4年 12月8日～ 10日	場所：千葉県柏市、船橋市 目的：調査研究等。 内容：大型多目的アリーナ（ララアリーナ東京ベイ）の建設予定地周辺を視察し、隣接のショッピングパークとの接続性や公共交通機関との利便性を調査した。香川県立アリーナでの「スポーツエンターテイメントの力」を活用した街づくりの参考としたい。
11	松原哲也	7,440	令和5年 4月14日～ 15日	場所：大阪府大阪市 目的：調査研究等。 内容：JR大阪駅周辺で進行する再開発施設等の現地視察。サンポート高松での周辺施設等との連携・連絡による利便性の向上等、今後の都市整備の参考にしたい。
12	松原哲也	6,500	令和4年 10月7日～ 8日	場所：東京都 衆議院議員会館 目的：要望陳情。 相手方：党所属国会議員 内容：道の駅設置の要望活動。
13	松原哲也	22,900	令和4年 12月19日～ 21日	場所：東京都 衆議院議員会館 目的：要望陳情。 相手方：地元国会議員 内容：公共工事、新年度予算増額に向けての要望。高松東バイパス東地区延伸についての陳情等。
14	山本直樹	43,800	令和4年 6月6日～ 7日	場所：東京都 国土交通省 目的：要請陳情。 相手方：河川局長（水管理・国土保全局長）、鉄道局長

				内容：国土交通省河川行政協議、国土強靱化計画について。 新幹線整備路線格上げ要請行動。
15	山本直樹	8,935	令和5年 1月24日～ 25日	場所：東京都 国土交通省 目的：要請陳情。 相手方：道路局長、技監、全国道路利用者会議会長 内容：国土交通省予算獲得要請。

(4) 議員14名の燃料費

石川豊議員、植條敬介議員、氏家寿士議員、尾崎道広議員、鏡原慎一郎議員、香川芳文議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、白川和幸議員、高城宗幸議員、花崎光弘議員、松岡里佳議員、松原哲也議員及び松本公継議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

(5) 議員28名の人件費

秋山時貞議員、石川豊議員、氏家孝志議員、氏家寿士議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、里石明敏議員、白川和幸議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴彦議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、松本公継議員、宮本欣貞議員、森裕行議員、山田正芳議員及び山本直樹議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。

ア 被雇用者が生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）に該当しないことの説明

人件費については、生計を一にする親族を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費での負担割合を2分の1超としている場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、米田晴彦議員及び宮本欣貞議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

松岡里佳議員については2名のうち、1名分全額を政務活動費で支出している。雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

秋山時貞議員及び樫昭二議員については、両議員ともに雇用している2名分の人件費をそれぞれ2分の1ずつ按分したうえで、人件費全額に充当している。また、給与額については、政務活動補助事務に従事した時間を確認の上、算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて支払っていることを確認した。

(6) 議員34名の広報費

秋山時貞議員、石川豊議員、植條敬介議員、氏家孝志議員、氏家寿士議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、鏡原慎一郎議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、里石明敏議員、白川和幸議員、城本宏議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、都築信行議員、西川昭吾議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴彦議員、松岡里佳議員、松本公継議員、宮本欣貞議員、山田正芳議員、山本悟史議員及び山本直樹議員に係る広報誌等の現物及び領収書の

写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

なお、五所野尾恭一議員、花崎光弘議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

ア 山本悟史議員の広報費

「県政レポート2023年特別号」及び「県政レポート2023年特別号増刷」の広報誌作成費の領収書に「事前ビラ」と記載があったことについて、議員から「県政報告のチラシと選挙用ビラの制作を同じ会社に委託していたため、選挙告示前に配布する予定であった県政報告チラシを選挙用ビラと区別する意味で便宜上事前ビラと呼んでいた。そのため、会社側がそのまま領収書に記載してしまったと思われる。」との説明があった。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
秋山時貞	2022年2月県議会報告	35,000	179,300	173,921	郵送、直接	高松市内
	2022年6月県議会報告	35,000	146,300	134,596		
	2022年9月県議会報告	35,000	150,150	150,150		
	2022年11月県議会報告	5,000	74,250	68,310		
石川豊	議員活動報告リーフレット2021年度増刷分	5,000	115,500	115,500	郵送	観音寺市内
	議員活動報告リーフレット2021年度増刷分	5,000	115,500	115,500		
	議員活動報告リーフレット2023	26,500	314,600	314,600		
	議員活動報告リーフレット2023	17,500	203,500	203,500		
植條敬介	県政報告	20,000	216,700	144,466	郵送	坂出市内
氏家孝志	県政報告令和4年7月号	11,000	128,700	128,700	郵送	琴平町、まんのう町内
	県政報告令和4年10月号	11,000	145,200	145,200		
	県政報告令和4年12月号	11,000	128,700	128,700		
	県政報告令和5年1月号	1,460	118,825	118,825		
氏家寿士	県政報告	15,000	780,100	390,050	郵送、ポスティング	善通寺市内
	県政報告	10,000	225,500	112,750		
岡野朱里子	県政報告会	—	534,050	267,025	会場費	
	県政報告「しゅりこ通信」	100,000	506,000	506,000	郵送	高松市内
	県政報告「しゅりこ通信」	83,750	935,068	935,068	ポスティング	

尾崎道広	県政報告	25,000	372,900	372,900	郵送	坂出市内	
鏡原慎一郎	県議会レポート Vol.7	15,000	592,295	592,295	郵送	東かがわ市 内	
	県議会レポート Vol.8	15,000	592,295	592,295			
	県議会レポート Vol.9	13,000	217,360	108,680			
榎昭二	2022年2月県議会 報告	35,000	179,300	173,921	郵送、直接	高松市内	
	2022年6月県議会 報告	35,000	146,300	134,596			
	2022年9月県議会 報告	35,000	150,150	150,150			
	2022年11月県議会 報告	5,000	74,250	68,310			
鎌田守恭	県政通信 2023年春号	14,000	209,000	209,000	郵送	高松市内	
木村篤史	議員活動報告書令 和5年春号	30,000	550,000	550,000	郵送 ポスティング	さぬき市内	
黒島啓	県議会報告9月定 例会号22-11	15,000	544,500	544,500	郵送	小豆郡内	
五所野尾恭一	議会報告No22-8	8,000	371,800	371,800	ポスティング	まんのう町、 琴平町内	
	議会報告No22-11	8,000	371,800	371,800			
	議会報告No23-1	8,000	371,800	371,800			
	香川県議会議員五 所野尾恭一	—	—	176,000	176,000	議会活動報告HP更新	
		—	—	176,000	176,000		
		—	—	198,000	198,000		
—	—	—	176,000	176,000			
斉藤勝範	議員活動報告リー フレット	12,600	108,240	108,240	郵送	三豊市内	
里石明敏	議会報告会報誌	7,700	214,720	107,360	郵送	高松市内	
白川和幸	県政だより第8号	3,500	264,000	264,000	郵送	三豊市内	
	県政だより第9号	3,500	264,000	264,000			
城本宏	県議会通信vol.1	15,000	523,050	523,050	郵送	観音寺市内	
十河直	議会だよりNo22-4	10,000	405,900	405,900	郵送	さぬき市内	
	議会だよりNo22-8	20,000	507,100	507,100			
	議会だよりNo22-11	20,000	507,100	507,100			
	議会だよりNo23-1	21,000	522,500	522,500			
高木英一	県政報告VOL.15	16,000	588,500	588,500	郵送	高松市牟礼 町、庵治町 内	
	県政報告VOL.16	15,000	624,800	624,800			
高田良徳	政策レポート2023 年春号	15,000	495,000	371,250	郵送	善通寺市内	

竹本敏信	県政レポート春号	25,000	317,900	317,900	郵送、新聞折込	高松市内
	県政レポート新春号	25,000	341,000	341,000		
谷久浩一	県政報告	15,000	501,413	501,413	郵送	小豆郡内
	県政報告	10,000	248,600	124,300		
都築信行	つづき信行香川県議会議員	—	66,000	66,000	ホームページ改定	
	県政だより	24,000	407,000	407,000	郵送、直接	高松市内
	県政だより	18,000	462,000	462,000		
西川昭吾	県政報告	22,000	992,750	496,375	郵送	坂出市、宇多津町内
新田耕造	県議会報告2022年4月号	9,418	348,150	348,150	郵送、新聞折込	多度津町内
	県議会報告2022年8月号	9,416	350,350	350,350		
	県議会報告2022年11月号	9,416	348,150	348,150		
	県議会報告2023年1月号	9,416	348,150	348,150		
花崎光弘	議会報告No. 22-4	3,000	183,700	183,700	直接	東かがわ市内
	自由民主党香川県議会議員花崎みつひろ	—	154,500	154,500	ホームページサーバ利用料、更新手数料	
平木享	県議会活動報告	3,000	122,650	122,650	郵送	高松市内
米田晴彦	HOT県通信第21号	20,000	239,470	239,470	郵送	丸亀市内
	HOT県通信第21号増刷	15,000	140,250	140,250		
松岡里佳	県政通信「ともに」Vol. 8	10,000	361,900	361,900	郵送	綾川町内
	県政通信「ともに」Vol. 9	10,000	307,670	307,670		
	県政通信「ともに」Vol. 10	10,000	473,770	473,770		
松本公継	議員活動報告書	55,000	384,891	384,891	ポスティング	高松市内
宮本欣貞	県政通信22-8	1,000	329,450	329,450	ポスティング	高松市内
	県政通信22-11	1,000	329,450	329,450		
	県政通信23-1	1,000	329,450	329,450		
山田正芳	議員活動報告リーフレット	19,000	156,970	156,970	郵送	丸亀市内
	香川県議会議員山田正芳	—	93,500	93,500	ホームページドメイン利用料、保守点検費	
山本悟史	県政レポート2022秋号	75,000	347,325	329,958	ポスティング	高松市内

	県政レポート2022号外	66,000	671,550	335,775		
	県政レポート2023号外	85,000	648,890	324,445		
	県政レポート2023号外増刷	3,000	84,480	42,240		
	県政レポート2023特別号	75,000	412,000	206,000		
	県政レポート2023特別号増刷	10,000	102,080	51,040		
山本直樹	山本なおき通信 2022年夏号	6,000	24,530	24,530	郵送	丸亀市内
		1,157	19,800	19,800		
		150	1,100	1,100		
	山本なおき通信 2022年秋号	15,000	385,000	385,000		

(7) 議員4名の事務所費

ア 鎌田守恭議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年4月1日、賃貸借の対象を1階の一部及び3階の1室の一部とし、賃料は1階の一部が月額45,500円、3階の1室の一部が月額64,000円とするものであるが、令和4年2月1日に契約変更を行い、3階の1室の一部の月額64,000円のみとなっている。使用目的については、「県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならない。」と規定されている。

また、光熱水費について、契約日を平成26年4月1日、料金の負担割合を1階が3分の1、3階が2分の1とする内容の契約が締結されているが、令和4年2月1日に契約変更を行い、3階で生じた光熱水費の2分の1のみとなっている。

議員からは、「当該事務所に係る賃借料は、政務活動に使用する部分に応じた金額として契約書で定めた金額を支払っている。光熱水費についても、政務活動に使用する部分に応じた金額となるよう契約書で定めた負担割合により支払っている。」との説明があった。

イ 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員からは、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している当該事務所（所在高松市）は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」とする説明があった。

ウ 西川昭吾議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成29年4月1日、賃料を月額200,000円とするものであり、使用目的については、「事務所店舗の目的にのみ使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所には補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置しており、政務活動及び後援会活動等に使用している。近隣の相場に比べても安価であり適正なものと考えている。」とする説明があった。

エ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃貸したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。

議員からは、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。」との説明があった。

(8) 議員3名の名刺代

ア 城本宏議員の名刺代

現物及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。議員からは、「該当の名刺は、政務活動を行う際に使用するため、作成したものである。」との説明があった。

イ 松原哲也議員の名刺代

現物及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。議員からは、「該当の名刺は、視察、調査、会議、要請陳情を行うのに不可欠なものであり、近隣の業者と金額に差がなく、作成までの期間が短縮されるため、当該企業に発注したものである。」との説明があった。

ウ 木村篤史議員の名刺代

現物及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。議員からは、「該当の名刺は、政務活動を行う際に使用するため、作成したものである。」との説明があった。

(9) 岡野朱里子議員の県政報告会に係る会場費

領収書の写しの提出及び議員本人の説明があった。議員からは、「令和5年3月11日高松国際ホテルで県政報告会を開催し、出席者は、約500人であった。議会定例会、委員会での発言の主なものについての説明や活動実績の報告、県政報告のチラシ配布、参加者から県政に対する要望などを聞く等を行った。」とする説明があった。

(10) 里石明敏議員の肖像撮影料、肖像データ料

領収書の写しの提出及び議員本人の説明があった。議員からは、「肖像撮影料、肖像データ料は、自身の肖像を名刺及び県政報告のチラシに掲載するための支出であり、肖像撮影料とは、自身を撮影するための料金で立姿、座姿及び屋外での姿の三形体の撮影のために掛かった費用であり、肖像データ料とは、撮影した三形体の画像から適当なものを選択、データ加工し、DVDで納品するための費用である。」とする説明があった。

なお、里石明敏議員の名刺代については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(11) 高木英一議員の研修参加費

議員からは、「研修会は、令和4年11月10日に参議院議員会館で行われ、高市早苗内閣府特命担当大臣による「今後の日本の経済安全保障について」と題した地方議員に向けたセミ

ナであり、主に経済安全保障について、内閣での取組や地方自治体の役割についての講義が行われた。また、県など地方自治体が実施している海外企業を含めた企業誘致について、技術の育成やその技術流出の防止といった観点から経済安全保障上の取組を進めるべきであり、その課題を見つけるための参考となった。」との説明があった。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにした政務活動費マニュアルを作成し、その後、平成29年2月に一部改正している。この政務活動費マニュアルは、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

その一方で、高松地方裁判所で係争中であった平成25年度分の政務活動費に関する住民訴訟において、政務活動費から各種団体会費や会合参加費を支出していたことが違法と判断され、議員に対して総額約973万円の返還を命じる判決があった。

また、平成30年7月から令和2年3月までの間、議員が自らの選挙区内において、祭りや地域イベントなどの会合等に参加する際、参加費を政務活動費から支出していたことが、公職選挙法違反にあたるとして告発があった件について、令和4年10月、高松地方検察庁は嫌疑不十分として不起訴処分とし、さらに昨年1月、高松検察審査会は、起訴議決をするには至らないとの議決を出した。

このようななか、県議会では政務活動費マニュアルの見直し方針を打ち出し、令和4年2月に「政務活動費に関する特別委員会」を設置し、見直しに向けた取組を進め、令和5年度分の政務活動費から適用する新たなマニュアルを令和4年12月に策定し、現在、これに基づいた運用がなされているところである。

このように、政務活動費に関しては、様々な動きがあることは承知しているが、監査委員としては、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かについては、議員が支出の際に根拠とした政務活動費交付条例や、令和4年度まで適用されていた政務活動費マニュアル、政務活動費に関する判例等に照らし合わせて、総合的に判断することとなる。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 議員15名の自動車リース料

(ア) 政務活動費を自動車リース料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目の一つとして、「リース料」を掲げ、自動車リース料について年間60万円を上限にリース料の2分の1以内を、1台分のみ充当することを可能としている。

したがって、自動車リース料に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 自動車リース料の支出の適否

請求人は、自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところであると、主張している。

確かに、政務活動費マニュアルによると、自動車リース料については、リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず、所有権移転しない場合に限るとされている。

この点について、監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている15名に係る自動車リース料に関して、契約書、約款等の写しの提出及び自動車の所有権を移転しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、5名の議員が契約書の条文や再リース申込書等で契約期間終了後、自動車を返還するとされていることになっていた。また、2名の議員がクローズドエンド契約（契約満了に伴いリース会社が自動車を引揚げるもの）となっており、1名の議員はレンタカ

一であった。残る7名の議員は、オープンエンド契約（契約満了時に残価を支払って自動車を買取ることができるもの）となっているか、文書での返還に関する規定等を確認することができなかつたため、議長を通じて再確認したところ、7名全員からリース期間終了後または途中で有償、無償に関わらず、所有権を取得しない旨の書面が提出されていた。

こうしたことから、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、当該リース料の支出は違法又は不当なものとはいえない。

イ 会派共同政務活動費

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、また、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、共同で実施するものを含むことが明記されている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同調査費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

(イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、政務活動費を充てた会派共同政務活動費に係る政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明であると主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もっとも、自由民主党香川県政会共同政務活動費の会費は年額約7万9千円から約75万9千円、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額66万円に及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないものであって、政務活動費の使途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて使途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決や、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、使途基準に合致しないとまではいえない。

(ウ) 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用につい

ての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した用途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の用途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

さらに、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、調査研究費のうちの会費の具体例として、会派共同調査費を挙げているのも、会派が、議員ら自らが会費を出捐した上で議会活動の基礎となる調査研究を行う目的の団体として組織され、各議員ら自身がその活動を行うものとして運営しているのが通常であることによると考えられ、そうすると、会派の活動目的及び内容は、県政に資する議員の調査研究活動に沿うものであると強く推認されるものである。

したがって、原告において、当該会派の活動目的や活動内容がおよそ県政との間で関連性を有するものではない等の特段の事情を具体的に立証しない限り、議員の会派に対する会費の支払に政務活動費を充当することが本件用途基準に反して違法であるとは認められないと判示されている。

これらを総合的に判断すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の用途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 議員4名の交通費及び宿泊費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う交通費及び宿泊費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び要請陳情費に係る具体的な支出費目として、「交通費」及び「宿泊費」を掲げている。

したがって、視察や要請・陳情活動に要した旅費等について、調査研究費や要請陳情費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 交通費及び宿泊費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員4名に係る現地調査等

についての視察目的や具体的内容等の説明について、資料の提出及び説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(3)の表に掲げる番号2、番号4、番号5、番号6、番号7、番号8、番号9、番号10、番号11については、県の産業政策、災害対策、交通政策、地域活性化、観光振興、市街地再開発等の調査研究に関係するものであり、番号1、番号3、番号12、番号13、番号14、番号15については、県の予算獲得や県政の課題解決のための中央省庁や県選出国會議員等に対する要望陳情活動であった。

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、前述のとおり、これらの視察等は、議員が行う調査研究に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員14名の燃料費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び広聴広報費の具体的な支出費目の一つとして「交通費」を掲げ、その内容には、自家用車を使用した際の燃料費の支出も含まれている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と、走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1km当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員14名については、全員、走行距離で積算する場合を選択のうえ燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員14名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、当該議員全員から月毎の走行台帳が提出され、マニュアルの記載例ほど詳細ではない書き方をしている議員が散見されたものの、全ての走行台帳に使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、本件は違法又は不当な支出である

とまではいえない。

オ 議員28名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の内容として、政務活動補助職員に対する給与、手当、社会保険料、賃金等を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

b 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

(a) 人件費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）を雇用した場合は不可としている。また、雇用関係を明らかにするために雇用契約書が必要であるとしている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員28名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。さらに、議員と被雇用者の住所が同一である事案が1件あったが、該当議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適法な支出と認められないと主張するが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの用途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

18名の議員（石川豊議員、氏家孝志議員、氏家寿士議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、黒島啓議員、斉藤勝範議員、里石明敏議員、白川和幸議員、高木英一議員、高田良徳議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、松原哲也議員、松本公継議員、森裕行議員、山本直樹議員）の各1名分の人件費並びに3名の議員（樫昭二議員、木村篤史議員、山田正芳議員）の各2名分の人件費並びに松岡里佳議員の2名分の人件費のうち1名分の人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張するが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めていない。

したがって、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(c) 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

5名の議員（鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、米田晴彦議員、宮本欣貞議員）の各1名分の人件費並びに松岡里佳議員の2名分の人件費のうち上記(b)で述べた1名とは別の1名分の人件費全額に政務活動費を充当している。また、樫昭二議員は上記(b)で述べた2名とは別に2名を雇用しているが、当該2名は秋山時貞議員にも雇用されているため、秋山時貞議員及び樫昭二議員とも2名分をそれぞれ2分の1に按分したうえで、人件費全額に政務活動費を充当している。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該8名の議員について、それぞれその負担割合とすることについての実績の証明を求めたところ、秋山時貞議員及び樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間をすべて記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることが確認できた。

また、全額を充当している議員のうち秋山時貞議員及び樫昭二議員を除く6名の議員については、提出された雇用契約書の写しにおいて確認したところ、業務内容として政務活動の補助事務である旨が記載されていた。さらに、議会事務局から、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認しているとの説明があった。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収証写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供し

ている。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員34名の広報費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々を政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るといふ機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り込まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 各議員の広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員34名に係る広聴広報費で支出している広報誌、県政レポートの現物の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動

費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。

また、請求人は、これら広報誌等が前年度同時期には支出されていない、または前年同時期には少額の支出しかないもので、選挙直前ゆえの支出であることは明らかであり、政務活動費の支出としては不適切であり認められないとしているが、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルには、広報紙等についての作成時期や作成部数に関する基準は定められていない。

また、請求人は、議員34名のうち山本悟史議員の「リーフレット」や「事前ビラ」は明らかに選挙準備のための広報物であり、このような場合、たとえ按分していても政務活動費の支出先としては不適切であり認められないとしているが、山本悟史議員からは、県政報告のチラシと選挙用のビラの制作を同じ会社に委託していたため、選挙告示前に配布する予定であった県政報告のチラシを選挙用ビラと区別する意味で、便宜上事前ビラと呼んでいた。そのため、会社側がそのまま領収書に記載してしまったと思われるとの回答があった。

これについては、政務活動費マニュアルには領収書に記載する文言まで定められていない。例えば、山本悟史議員の広報誌の内容が政務活動費に充当していない一部を除いて全て県政報告に関するものであるため、明らかに選挙準備のための広報物であるとまではいえない。

したがって、議員34名の広報費について、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員4名の事務所費

(ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目として、「賃借料」及び「光熱水費等」を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料、光熱水費、維持管理費について、政務活動に使用している実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とし、実績の証明ができる場合はこの限りでないとされている。また、自己又は生計を一にする親族が所有する不動産の賃借料については、政務活動費は支出できないとされているが、議会事務局から、この点については、収支報告書等提出時に確認しているとの説明があった。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている鎌田守恭議員、谷久浩一議員、西川昭吾議員及び宮本欣貞議員に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び政務活動費の負担割合が2分の1を超える場合はその実績の証明等についての説明を求め、調査を行った。

a 鎌田守恭議員の事務所費

鎌田守恭議員からは、事務所の賃借料及び光熱水費について3階の1部屋を後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があり、このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、報告された事務所経費の支出金額の全体額と政務活動費充当額の実績からも、政務活動費を充当した割合が説明どおりであることが確認できた。さらに、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されている。

閲覧に供している領収書等添付票においては、按分している旨の記載がないことから、あたかも全額について政務活動費を充当しているように見えるが、実際には、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約していることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員からは、事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当していることについて、政務活動費を充当している事務所は専ら政務活動を行うためのものであり、それ以外の活動は地元である土庄町の事務所で行っているため按分していないとの説明があった。

同議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいため、専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性がある。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 西川昭吾議員の事務所費

西川昭吾議員からは、事務所には雇用している補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置した上で、政務活動及び後援会活動に使用しており、賃料についても近隣の相場に比べて安価で適正な額であるとの説明があった。

事務所の使用実態については、補助職員の雇用契約書の就業場所と事務所所在地は一致しており、事務所において政務活動等に関する事務が行われていると考えられる。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

d 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、このことについて、同議員から当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されていることを確認した。

また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという同議員の説明は一定の合理性を有しているといえる。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 議員3名の名刺代

(ア) 政務活動費を名刺代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目は文書通信費、備品費、修繕費、リース料及び消耗品費とされ、その中で、「名刺は、視察、調査、会議、要請陳情を行うのに不可欠なものであり、政党名の記載がなく、議員個人名の場合は充当可」とされている。

したがって、名刺代として事務費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 名刺代の支出の適否

福岡地裁平成19年（行ウ）第70号平成25年11月18日判決を参考にすれば、名刺は一般的な用途に使用されるものであり、特に政務活動に有益であるとの事情もないので、政務活動に限らず通常の議員活動にも使用されることが推認され、当該名刺の作成費用には目的外支出が混在しているとも考えられる。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている城本宏議員、松原哲也議員、木村篤史議員の名刺代について、名刺の現物の提出を求め、内容を確認した。

a 城本宏議員の名刺代

城本宏議員の名刺は、表面のみに記載があり、「香川県議会議員 城本宏」とあるほか、事務所の住所、連絡先、メールアドレスが記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかった。

また、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1以内にとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、印刷枚数が明記されていないが、金額からすると多部数と類推され、多部数の名刺をこの時期（1月28日）に支出しているのは、選挙に向けた活動に使われたものと考えられると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、作成時期や作成部数についての基準は定められていない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

b 松原哲也議員の名刺代

松原哲也議員の名刺は、表面に「香川県議会議員 松原哲也」とあり、裏面には後援会事務所、自宅及び県議会事務局（会派控室）の連絡先住所が記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかった。

また、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1以内にとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、議員が自ら経営する会社に名刺印刷代を支払っていることについて、事務所費や人件費について制限規定があるように、公正性を確保するためには物品購入等についても規定する必要があると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、購入先を制限する定めはない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 木村篤史議員の名刺代

木村篤史議員の名刺は、表面に「香川県議会議員 かがわ立憲みらい会派会長 木村篤史」とあり、住所、FAX兼用の電話番号、メールアドレス、県議会会派事務所の住所、電話番号、FAX番号が記載されるほか、裏面には草花のイラストのみであり、両面とも政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかった。

また、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1以内にとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、常識的な名刺の使用枚数をはるかに超える印刷枚数であることから、選挙準備や後援会活動のために各戸にばらまくような使い方をしていると推認され、たとえ按分したとしても政務活動費の使途として不適切であると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、作成時期や作成部数についての基準は定められていない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ケ 岡野朱里子議員の県政報告会に係る会場費

(ア) 政務活動費を議員が行う県政報告会に係る会場費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、広聴広報費に係る具体的な支出費目として、「会場費・機材借上費」を掲げている。

したがって、議員が行う県政報告会に係る会場費等の経費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 県政報告会に係る会場費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、岡野朱里子議員の県政報告会が政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。その結果、岡野朱里子議員からは、議会定例会、委員会での発言の主なものについての説明や、活動実績の報告、県政報告のチラシ配布、参加者からの県政に対する要望などを聞く等を行った。また、会場費は、上記のとおりの内容で行った会ではあったが、選挙が近い時期でもあり、政務活動としての使用実績の証明が困難であることから、誤解を招かないよう按分率2分の1で充当しているとの説明があった。

請求人は、県議選前の決起集会の意味を持つ集会であることが明らかであると主張するが、内容は前述のとおりであり、県政報告会は政務活動のためのものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 里石明敏議員の肖像撮影料及び肖像データ料

(ア) 政務活動費を肖像撮影料及び肖像データ料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、広聴広報費に係る具体的な支出費目として、「委託費」を掲げ、「広報誌やホームページ等の作成を外部委託する経費」としている。

肖像撮影料及び肖像データ料については、名刺や県政報告等に掲載する写真のための撮影料と、それらに掲載できるようデータ化した料金と考えられ、したがって、議員が広報誌等を作成する際の肖像撮影料及び肖像データ料を、委託費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 肖像撮影料及び肖像データ料の支出の適否

監査委員は、議長に対し、里石明敏議員の肖像撮影料及び肖像データ料が政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。その結果、里石明敏議員からは、肖像撮影料とは、自身を撮影するための料金で立姿、座姿及び屋外での姿の三形体の撮影のために掛かった費用である。また、肖像データ料とは撮影した三形体の画像から適当なものを選択、データ加工し、DVDで納品するための費用である、との説明があった。

したがって、肖像撮影料及び肖像データ料は、政務活動費マニュアルに定める広聴広報費のうちの委託費であり、政務活動のためのものであることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

サ 高木英一議員の研修参加費

(ア) 政務活動費を議員が参加する研修会に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「

(2) 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が明記されている。
また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「研修参加費（参加）」を掲げている。

したがって、議員が参加する研修会について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 研修会に参加する費用の支出の適否

監査委員は、議長に対し、高木英一議員に係る研修会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

その結果、高木英一議員からは、研修会は令和4年11月10日に参議院議員会館で行われた、高市早苗内閣府特命担当大臣が講師を務める「今後の日本の経済安全保障についての内閣での取組及び地方自治体の役割について」と題した地方議員向けのセミナーで、主に経済安全保障について、内閣での取組や地方自治体の役割についての講義が行われた。また、県など地方自治体が実施している海外企業を含めた企業誘致について、技術の育成やその技術流出の防止といった観点から、経済安全保障の取組を進めるべきであり、その課題を見つけるための参考となった、との説明があった。

また、領収書発行者が「山田宏よい国後援会」となっているのは、山田宏参議院議員が、東京都議や杉並区長を経て参議院議員となった経験から、地方議員の資質向上が不可欠との認識に基づいて毎年地方議員向けに時宜を得たテーマで開催しており、その際、同後援会を便宜上セミナー開催時の事務局とするが、自身の参議院議員活動と区別するため、セミナー参加費と後援会会費とは区別していると伺っていることから、本件は同議員の後援会に対してではなく、セミナー参加費としての支出である、との説明があった。

請求人は、政治家の後援会活動に政務活動費を充てることは認められないと主張しているが、領収書発行者が後援会名となっているのは上記の理由によるものであり、実際には研修会への参加費であることから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで10回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至った結果、議員に対して総額約973万円を返還させるよう判決が出された。

このような中、県議会においては、令和4年12月に政務活動費マニュアルを改正して令和5年度分の政務活動費から適用し、本年7月からホームページで公開していることは、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に資するものである。

しかしながら、今回の令和4年度の政務活動費に係る住民監査請求の監査においても、監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次の

とおりに強く要望するとともに、可能なものから迅速に対応されるよう期待するものである。

1 的確な審査と政務活動費マニュアルの更なる見直し

現在、各議員は、令和4年12月に策定した政務活動費マニュアルに沿って政務活動費を支出しているが、的確な審査のために、政務活動費走行台帳など記載例を参考にして、より具体的で分かり易く記載することが求められることから、議員はこれらを遵守されたい。

また、議長は、政務活動費の支出にあたり、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定める使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すよう努められたい。

さらに、県民から疑念を抱かれることのないよう政務活動費マニュアルの更なる見直しに努められたい。

2 透明性の確保

政務活動費の透明性の確保については、前述のとおり、政務活動費マニュアルの見直しによって一定の改善が図られたところであるが、住民監査請求において違法又は不当とする理由が、依然として支出の目的や内容、支出先等が不明であるとされていること、また、政務活動費マニュアルの見直しの経緯や地方自治法及び政務活動費交付条例の関係する規定を踏まえて、その透明性の確保が図られるような運用に努めるとともに、全国的な動向についての情報収集、分析等に継続して取り組まれたい。